

令和3年9月10日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和3年9月10日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	9番	小川 保
10番	古川 幸義	11番	隅岡 美子
12番	渡邊美喜子	13番	尾崎 忠義
14番	志村 忠昭		

1、欠席議員

8番 村井 保夫

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	河田 数明
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時00分

議長（村井 勉）

お早うございます。

本日も定刻にご参集いただきまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、4番 兼若 幸一 君・12番 渡邊 美喜子 君を指名します。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに、4番 兼若 幸一 君。

議員（兼若 幸一）

お早うございます。4番 兼若 幸一です。

1つ、多面的機能支払交付金について、2つ目、こども食堂について、一問一答方式でお願い致します。

まず最初に、多面的機能支払交付金についてです。

国、農林水産省の多面的機能支払交付金の趣旨とは、農業・農村は国土の保存、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する農家の負担の増加も懸念されています。このため、農業・農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域の共同活動に関わる支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する、また、これにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持、発揮されるとともに、担い手農業への農地集積という構造改革を後押しするとあります。この趣旨により、国は平成26年度より農振地域限定で支援を行ってきました。

そこで、多度津町の現状を見てみますと、農振地域内におきましては8地域の水利組合関係組織が、町全体の農地の半分に当たる300ヘクタールにおいて1,560万円の交付金を受けております。農振地域外になる、いわゆる用途地域内におきましては、15地区の水利組合のうち9地区が農地を耕作しており、そのうち多度津、袖地区においては、全て

の農地が農振地域外になります。

しかし、先ほど申しました多面的機能交付金の趣旨で言いますと、農振地域外の地区の方が混住化や共同活動の支障が多く生じて、耕作放棄地が増え、既に袖地区においては農業法人もなくなりました。このままでは、農振地域と同等以上の支援がないと、ますます都市部の住環境が悪化していくと考えます。

そこで質問です。

まず1つ目、現在、交付されている多面的機能支払交付金の額を活動組織ごとにお伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

兼若議員の、現在交付されている多面的機能支払交付金の額を活動組織ごとにお伺いしますのご質問に答弁をさせていただきます。

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成をされております。農地維持支払交付金は、水路や農道等の管理を地域で支えることを目的としております。また、資源向上支払交付金は、水路、農道等の簡易な修繕などによる長寿命化や農地等の地域資源の質的向上を図ることを目的としております。この活動組織により取り組んでいる活動が異なっていることから、単に交付金の多寡を比較することはできませんが、令和2年度実績では、町内で多面的機能支払交付金の交付を受けている活動組織は8組織です。

まず、山階地区活動組織です。こちらは、山階水利組合が該当致します。交付金は390万6,100円です。

次に、葛原活動組織です。こちらは、葛原水利組合が該当致します。交付金は566万9,883円です。

次に、庄地区活動組織です。こちらは、庄水利組合が該当致します。交付額は45万900円です。

次に、青木地区資源保全会です。こちらは、青木水利組合が該当致します。交付額は243万6,353円です。

次に、東白方地域資源保全会です。こちらは、東白方水利組合が該当致します。交付額は26万1,620円です。

次に、奥白方地域資源保全会です。こちらは、奥白方水利組合が該当致します。交付額は96万9,700円です。

次に、見立地区資源保全会です。こちらは、見立水利組合が該当致します。交付額は88万4,500円です。

最後に、三井真天農地保全活動組織です。こちらは、三井水利組合の一部が該当致します。交付額は35万4,900円です。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、2点目です。

農業振興地域外の、いわゆる用途地域内において、当該水利組合が管理している農地面積及び耕作面積を各水利組合ごとにお伺いしたいと思います。お願い致します。

産業課長（谷口 賢司）

お早うございます。

兼若議員の農業振興地域外の、いわゆる用途地域内において、当該水利組合が管理している農地面積及び耕作面積を水利組合ごとにお伺いしますのご質問に答弁をさせていただきます。

農業振興地域外に区分され、かつ地元の水利組合ごとに管理されている農地面積及び耕作面積は、令和3年9月1日現在の数値、また差し引く耕作放棄地面積は、令和3年3月31日現在の数値としますが、農業振興地域外地域が含まれる対象地区は7地区でございます。

まず、堀江地区の農地面積は14.6ヘクタールで、うち耕作面積は12.3ヘクタールです。

次に、北鴨地区の農地面積は21.8ヘクタールで、うち耕作面積は19.1ヘクタールです。

次に、南鴨地区の農地面積は32.1ヘクタールで、うち耕作面積は32.1ヘクタールでございます。

次に、道福寺地区の農地面積は31.1ヘクタールで、うち耕作面積は28.5ヘクタールです。

次に、多度津地区の農地面積は6.1ヘクタールで、うち耕作面積は3.45ヘクタールです。

次に、庄地区の農地面積は43.8ヘクタールで、うち耕作面積は43.3ヘクタールです。

最後に、東白方地区の農地面積は26.9ヘクタールで、うち耕作面積は26.6ヘクタールです。

以上、合計の農地面積は176.4ヘクタールで、うち耕作面積は165.4ヘクタールです。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

1つ、再質問をさせていただきたいと思います。

最初の質問で、町長よりご答弁のありました令和2年度多面的機能支払交付金を合計すると約1,500万円弱になると思われます。同交付金を受けている地域については、農地や水路、農道などの管理を行う場合、ある程度の対価が支払われることになり、継続的な優良農地の確保が図られるのではないかと考えています。

しかし、国の施策である多面的機能支払交付金事業に該当しない地域、つまり農業振興地域外の地域においては、その管理に対する対価を得ることができません。そのため、水路や農道といった農業インフラの維持管理が非常に困難な状況になってきているように思われます。

このため農業振興地域外の地域において、多度津町単独の多面的機能支払交付金事業を

検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願ひ致します。

産業課長（谷口 賢司）

兼若議員の再質問にお答え致します。

多面的機能支払交付金は、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されており、水路や農道等の管理を地域で支えること、また水路、農道等の簡易な修繕などにより長寿命化や農地等の地域資源の質的向上を図ることを目的としており、交付を受けている活動組織からは、おおむね良い評価を得ています。

しかし、同交付金の交付を得るためには、まず基礎母体となる活動組織を組織する必要があり、その活動組織において、活動計画の作成や会計処理などを行う必要がございます。このため、交付金を得ることが可能な地域においても、計画作成や会計処理を行う人材が不在であるとの理由から、組織化できずに交付金を得ることができない地域もございます。このため、今後、同組織の組織化を推進するためには、人材の育成や組織化に至るまでのマニュアル化を行う必要があるのではないかと感じてございます。

また、農業振興地域外の地域においては、ご質問のとおり、多面的機能支払交付金の対象地外となっています。その地区において、活動組織が組織されたと想定致しますと、多額の予算が必要になります。この予算を全て町単独で担うには負担が大きいのではないかと思慮致します。なお、多面的機能支払交付金の補助割合は、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1でございます。しかし、宅地化等による農地や農家数の減少、担い手の高齢化などにより、地元水利組合に係る水路や農道の維持管理の費用負担が大きくなっている事実は承知してございます。このため、少しでも農業振興地域外の土地改良事業に係る経費負担の軽減を図るため、今年度より、多度津町土地改良区において、農業振興地域外の水利組合からも、農道、水路の改善、改良事業の要望を受け付けることに致しました。これにより、これまでは補助金を受けることができなかった土地改良事業を、同土地改良区の制度に則った地元負担金は生じるものの町単独事業による事業として実施が可能となりました。今後も、周辺市町の状況及び地元住民の方々からのご意見を確認しつつ、新たな事業について研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

有難うございました。

農業従事者の高齢化や、また農業に従事する人の数が減っております。各地区において、水路の清掃やため池の草刈り活動が非常に支障を来しているのではないかと感じます。水路清掃などについては、住環境の整備の側面もあるため、農業者以外、自治会の住民も参加して清掃を行っている地域も今は増えているようですけど、その際に、経費負担等の町が援助していただける制度があれば、参加を促進することができると感じております。

今後の優良農地を継続的に保全するためにも、多面的機能支払交付金制度の対象地域に農業振興地域外も含むよう、国や県に働きかけをしていただくことが重要でないかと思えます。また、先ほどのご答弁にもありましたが、土地改良事業の対象緩和などの町単独での実施可能な事業についても、今後、引き続き継続してもらいたいと要望したいと思えますので、よろしくお願い致します。

次の質問です。こども食堂について。

令和2年3月議会の隅岡議員の一般質問、SDGsの取組についての中で、食品ロスの観点から、こども食堂への考えはの質問に対し、住民環境課長が住民環境課としては計画はないが、関連する課と食品ロスの問題と兼ね合わせて検討しますとご答弁をされております。先の子供議会においても、こども食堂についての質問があり、中学生にとっても関心の高い事案となっております。

そこで質問をしたいと思えます。

まず1点目、令和2年3月議会のご答弁の後、こども食堂について何か進展があるのでしょうか、お伺い致します。

住民環境課長（石井 克典）

兼若議員の令和2年3月議会でのSDGsの取組に関連し、食品ロスの観点から、こども食堂への考えについて、住民環境課としては計画はないが、関連する課と食品ロスの問題と兼ね合わせて検討するとの答弁がありましたが、その後、何か進展はあるのでしょうかのご質問に答弁をさせていただきます。

こども食堂の件につきましては、現在のところ、町にはこども食堂を立ち上げたい旨の話が届いてはおりませんが、SDGsの目標12の「つくる責任とつかう責任」のターゲット12.3で「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後の損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」の観点から、こども食堂が立ち上がった際には、家庭系食品ロス、また事業系食品ロスの削減のために、また困難を抱えている子供たちのために、町民や食品製造事業者、食料品販売店などに協力依頼などを検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

2つ目です。

香川県下でこども食堂がある地域とその数をお伺い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

兼若議員の県下のこども食堂のある地域とその数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

8月12日現在、県内に58箇所開設されており、その半数が高松市にございます。近隣では、丸亀市に9箇所、善通寺市に1箇所、宇多津町に2箇所開設されております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ほとんど高松市ということなのですが、次、3点目です。

多度津町で今までに、こども食堂またはこども食堂的なものが運営された実績はないのでしょうか。また、運営されていたとしたら、現在なくなった要因は何だったのでしょうか、お伺い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

兼若議員の、町内でのこども食堂の実績についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、今までにこども食堂が開設された実績はございませんが、過去に1件だけ、開設を希望する施設より相談を受けたことがございます。しかしながら、子供が通いやすいなどの立地的な条件や施設の建設費や維持費の問題などにより、開設には至りませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、4点目です。

こども食堂を運営するに当たり、国、県、町からのサポートはどのようなものがあるのでしょうか、お伺い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

兼若議員のこども食堂に対する国、県、町からの補助についてのご質問に答弁をさせていただきます。

財政面の支援と致しまして、長引くコロナ禍により子供の貧困問題や子供の社会的孤立や孤独が懸念されていることから、国の地域子供の未来応援交付金の対象事業として新たに追加された「繋がり場の場づくり緊急支援事業」がございます。この交付金は、市町がこども食堂など子供の居場所づくりをNPO法人や団体等に委託して実施する場合に交付対象となります。上限額は1団体当たり125万円で、補助率は国が4分の3、町が4分の1でございます。この事業は、現時点では令和3年度に限った事業となっておりますが、国におきましては、次年度以降も予算要求を行っているところでございます。また、県社会福祉協議会では、寄附金を財源に、子供の支援に取り組む団体等に対し、活動を安定的に継続するための経費の助成として、令和3年度、香川県子どもの未来応援ネットワーク事業、支援の場への応援助成を行っております。助成金額につきましては、こども食堂など居場所の運営として、1団体当たり10万円以内、支援の場のスタッフへの研修会の開催など人材育成やスキルアップとして、1団体当たり5万円以内となっておりますが、応募団体数により、助成金額の上限が変更になる場合がございます。その他、民間支援団体による基金等の財政支援も複数ございます。

また、運営面の支援と致しまして、県におきましては、子どもの未来応援ネットワーク事業を県社会福祉協議会に委託して実施しております。この事業は、運営主体の団体等

からの相談に対し、継続的に安定した運営を推進するために、地域資源を活用した支援を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

有難うございました。

こども食堂っていうのは、単にお弁当とかを提供する場でなく、見守ったりとか、悩み相談を聞いたりとかというような側面もあると伺っております。できれば、今、コロナ禍で居場所づくりのために、多度津町にも色んなそういう施設等があるのですが、こども食堂もぜひ多度津で運営できるような機会があればいいなと思っておりますので、また今後、町としても、そういう風な活動援助等にご尽力をいただければと思っております。

以上で一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって4番 兼若 幸一 議員の質問を終わります。

次に、9番 小川 保 君。

議員（小川 保）

失礼致します。9番 小川 保です。

本日は、1、行政オンライン化について、2、新型コロナウイルスワクチン接種について、3、多度津駅周辺の開発整備について、以上3点について質問致します。

まず1点目、行政オンライン化についてであります。

2021年9月1日、デジタル庁が発足致しました。誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化をテーマに、初代デジタル大臣に平井卓也代議士が就任致しました。大いに期待したいものです。ご承知のようにデジタル庁は、1府14省庁の中にあって、全行政のデジタル化を進める統率的組織としてクローズアップされております。もちろん、それだけではなく、世界の中で遅れている日本のデジタル化を進め、国民の生活の利便性に資するという使命を持っております。

ここで質問であります。

全国行政の統合的デジタル化がより一層進むものと想定されております。本町の新庁舎建設が着々と進む中、庁舎設備のデジタル環境はいかように準備されているのでしょうか。ガバメント・クラウドシステムなど、ハード・ソフト両面において準備できているのでしょうか。お願いします。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の庁舎設備のデジタル環境についてのご質問に答弁をさせていただきます。デジタル庁は、デジタル社会形成の司令塔として、行政サービスの電子化の遅れ、統一されていない国と地方公共団体のシステム等、様々な課題を解決すべく創設をされました。デジタル庁の掲げる政策の一つに、ご質問にもありますが、ガバメント・クラウド

の活用がございます。ガバメント・クラウドとは、国が共通的な基盤、機能を提供するクラウドサービスの利用環境のことで、地方公共団体が行う住民基本台帳や地方税、児童手当、介護等といった基幹業務における情報システムについても活用できるように検討が進められております。これを活用することで、サーバーやアプリケーションの共同利用が可能となり、これまでのように町で機材の購入やシステムの構築、ハードウェア、ソフトウェア等を保有、管理することがなくなるため、コストの削減や団体間のデータ連携が容易に行えるようになるといったメリットがございます。ガバメント・クラウドの活用も含めたデジタル化の推進により、データ通信の増加等が見込まれますが、各種システムの安定稼働や通信強度の確保が図られるよう、新庁舎における情報システムの整備を計画し、準備をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

平井大臣は、国民目線で改革を進めると説明されております。政府がテーマにしているユーザー目線などにより、準拠すべきシステムに相応した変更、手直しなど必要となりますが、その対応はいかがでしょうか。

町長公室長（山内 剛）

小川議員の準拠すべきシステムに相当した変更、手直しの対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

基幹業務における情報システムにつきましては、事務処理の大半が法令で定められておりますが、地方公共団体が利便性の観点から個別に機能のカスタマイズ等を行っているのが現状です。その結果、維持管理や制度改正時のシステム改修による負担が大きく、自治体間におけるシステムの差異の調整が負担となり、クラウドによる共同利用が円滑に進まないため、住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に普及させることが難しいといった課題が生じています。このような課題を解決するために、地方公共団体の情報システムの標準化を推進することが求められており、国は令和7年度を目途に整備するよう要請しております。

本町におきましては、中讃広域行政事務組合で共同処理をしており、それぞれの基幹業務の担当者会で準拠すべきシステムに相応した変更や手直し、利便性についての検討を行いながら、情報システムの標準化を進めており、令和7年度中に整備する予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

デジタルというと非常にシステムとしては進んでおりますけれども、ファイルの移行など、非常に作業としてはアナログな部分が強うございます。こういった負担が地方行政

にかなり掛かってくるんでないかなと想像されております。今後とも、どのような内容になっていくのか、きちんと対応をお願いしたいと思います。お願いします。

次に、2点目、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。

新型コロナウイルスの猛威は終わりが見えなくなっています。ウイルスは、アルファ、ベータ、ガンマ、デルタ、ラムダと次々と変異し、そして最近、南米由来のミュー株が確認されております。

3密の回避やマスクの着用、手指消毒、不要不急の外出自粛など個人レベルでも色々な対策をしているにも関わらず、感染の出口はなかなか見えてきません。余談でありますけれども、JIS規格のマスクが発売されたようですね。

さて、昨年2月、豪華客船でのコロナ患者の発生は、当初は人ごとであったものの、やがて第1波が訪れ、全国に緊急事態宣言が発出されました。その後も感染拡大、縮小を繰り返し、現在は第5波で、半数以上はデルタ株のようであります。

多度津町民の感染者は、9月2日現在では累計で86名であります。8月以降、急が増えてきております。職場や家庭での感染が多いように思われますが、まだ接種の終わっていない10代から50代の皆様は、大変心配なことだと感じております。

ここで質問です。

いつになったら平常を取り戻せるのか、町民にとっての最大の関心事だと思います。その切り札としては、やはりワクチン接種だと誰もが思っております。そういう中であって、我が町、多度津町の接種状況は、県内で第1位であると伺っております。町民は心強く思っていることだと思います。

そこで改めて多度津町内のワクチン接種状況について、年代別にどのような状況になっているのか、お伺いしたいと思います。お願いします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

小川議員の町内のワクチン接種状況について、年代別にどのような状況になっているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

本町における接種状況を年代別に見ますと、9月6日現在で、既に1回以上接種が完了した方は19歳以下943人、20歳代1,102人、30歳代1,415人、40歳代2,160人、50歳代2,074人、60歳代2,536人、70歳代3,154人、80歳代1,689人、90歳代527人、100歳以上が16人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

かなり進んできたなという印象を持ちました。どの程度の数量のワクチンが届くのか、いつ届くのかなど不透明なことが多い中で、医師会を始めとする関係者の方々と連携して、他の市町に先駆けて準備を進めてきた結果の現れではないかと思っております。町当局のご尽力に改めて敬意を表しますとともに医師会等、医療関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

質問でございます。

県下トップレベルの状況ですが、今後、各年代別にどのように進めていくのか、希望する方々への接種を終えるのはいつ頃になると考えているのか、お伺いします。

また、副反応が心配などの理由で接種に消極的な方々もいらっしゃると思いますが、コロナ前のような生活に戻るためには、できるだけ多くの方が接種を終える必要があると言われております。今現在は、接種に消極的な人にも接種をお勧めすることも重要だと思っております。このあたりはどのように考えておられるのか、お伺いします。

また、3回目接種のブースター接種も必要であるとの見解も出ておりますが、65歳以上も含めたブースター接種計画など、情報があれば併せてご回答をお願い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

小川議員の今後、各年代にどのように進めていくのか、希望する方々への接種を終えるのはいつ頃になると考えているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

65歳以上の高齢者への接種が県下でも速いスピードで進んだ状況に比べ、30歳代以下の方への接種が思うように進んでおりません。しかしながら、接種対象者に対する接種率は40歳代は70%以上、50歳以上につきましては、全ての年代で対象者の75%以上の接種が完了し、町全体としましては、10月末をもっておおむね完了するという接種計画に向け、順調に進んでおります。若い世代への接種が進まない状況につきましては、議員のおっしゃるとおり、副反応への不安やSNS等で流れる不確定な情報により接種を躊躇われる方も多くいらっしゃるのではないかと考えております。そのため、今後の課題と致しましては、若い世代の方が安心してワクチン接種を希望していただけるよう、国が示す医学的データも用いながら、まだ接種されていない方に対し、さらなる広報、周知が必要であると考えております。

また、国では3回目のブースター接種の話も出ているようでございますが、現時点では、具体的な接種計画は示されておらず、まずは若い世代の方々への接種勧奨や町民の皆様に対し、引き続き手洗いやマスク着用など基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

65歳以上の接種済みの方々は、2回完了後、6箇月後については12月頃という風になるかと思っております。これらの対策も現状と並行して、県、国へと要望していただくようお願いしております。

関連で、再質問をさせていただきます。

接種予約に対して、キャンセル状況はいかようになっておるのでしょうか。また、その対応はどういう風になさっておりますか。お願いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

小川議員の再質問にお答え致します。

ワクチンの予約状況、キャンセルの状況でございますけれども、キャンセルの状況につきまして、高齢者の方が接種されている頃にはほとんどございませんでしたが、若い世代の方に入りまして、やはり働き世代ということで、仕事の都合等ございまして、かなりキャンセルが出た時期もございました。しかしながら、県下でも本町でも若い方に感染者が増えています状況になりますと、意外とキャンセルは少なくなっている状況でございます。今までのキャンセルの対応と致しましては、町の職員をキャンセルの対応職員と致しまして登録をしてもらっております。今のところ、ほとんど、もうほぼ希望者全員に対してキャンセルの対応が終わりました。今後、キャンセルが出てきた場合にどうしていくかということが課題にはなっておりますけれども、今のところ、病院の方で病院の診察に来られた方にお声掛けいただいたり、近隣の方でまだの方でご希望の方がおいでたら、病院の方から声を掛けていただいたり、またコールセンターで新たな予約を申し込まれたタイミングでキャンセルがありましたら、そちらをご案内するといった対応をさせていただいておりますので、今のところキャンセルによって無駄になっているワクチンはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

キャンセルの対応、大変だと思いますけれども、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3点目、多度津駅周辺の開発整備についてを質問致します。

私がかねてより、JR多度津駅周辺をコンパクトシティの核として、今後の輝きづくりのゾーンとして整備をするべきだと申し上げ、2018年3月9日に駅周辺開発整備についてのレポートを提出致しました。

近代の多度津町を地勢的に俯瞰してみますと、周囲は田園と山と海、その中心に多度津駅や学校、役場などの公共建造物群があり、住宅や商店街が中心市街地を形成しておりました。まさしくコンパクトシティのまちづくりが明治の時代から先進的に形成されておりました。それらが秩序を保ちながら有機的に発展してきましたが、近年、個人の住宅が市街地の密集を避けるように郊外に流れていき、上下水道施設をはじめとしたインフラなど、公共の資源を散逸させる原因となっているようにも思われます。

今後、効果的な投資効果を期待するならば、核としての駅周辺を再開発し、公の求心力によって集中し、民の拡大力によって賑わいを創出すべきであろうかと思ひます。そのためには、パーク・アンド・ライド駐車場は、駅近くの他の場所に移転させ、その運営はJR四国など民間に移譲する、その跡地と合わせた1万平米余りを開発用に開放するなどのダイナミックな展開が肝要だと提案しておりました。

現在、町役場の新庁舎が威風堂々の姿を現しつつありますが、新庁舎を含む駅周辺の整

備について、お考えをお伺いしたいと思います。

質問です。

まず、駅周辺の道路整備についてであります。

町民の方より新庁舎ができたなら、駅東側は人も車も大幅に増えると思うが、道路の拡幅や新設などの渋滞対策はどうなっているのか、庁舎よりもっと先に道路の整備を行うのが普通ではないかという風に住民の方々から言われました。四変テック前の道路や新庁舎への進入路、四電の変電所、四変テック北側脇横の道路から自動車学校方面に抜ける道路ですね。あるいは、自動車学校北側、ここが非常に狭くなっております。車で擦れ違うことは難しい状況です。このままでは周辺の住民に大変なご迷惑をお掛けすると思います。

そこで、町道255号線の拡幅をはじめ、周辺の道路をどのように整備していくのか、完成予定も含めてお答えいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

政策観光課長（河田 数明）

お早うございます。

小川議員の駅周辺の道路整備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津駅周辺の道路整備につきましては、平成30年度から令和4年度までの5箇年で実施する内容を定めた多度津駅周辺地区都市再生整備計画を平成29年度に作成し、その計画に基づき、現在、国の補助の下、都市構造再編集中支援事業の基幹事業の一つとして進めているところでございます。

具体的な道路整備の内容と致しましては、町道20号線から駅東側に進入する町道206号線の元白井工務店前の交差点改良及びその交差点から新庁舎前、さらには自動車学校北側の交差点までの町道255号線全区間における歩道を含めた道路改良を主要な道路事業として、現在、進めております。また、駅東側の跨線橋前付近において、町道255号線から町道20号線までの間を繋ぐ道路を将来的に新設する計画としております。それらの道路整備の完成予定でございますが、まず町道206号線の交差点改良につきましては、昨年7月に完了し、既に供用を開始しております。次に、町道255号線の道路改良につきましては、現在、新庁舎前面区間の整備を建設課の下水道事業と歩調を合わせながら実施しており、今年度中の完成を目指して工事を行っているところでございます。また、その庁舎前面から町道206号線までの区間につきましては、新庁舎前面の整備が完了次第、建設課と協力しながら工事に着手し、来年度、できる限り早い時期の完成を目指して事業を進めております。

最後に、議員ご指摘の狭隘な自動車学校北側につきましては、昨年度から今年度にかけて、道路拡幅のための用地買収を地権者の方々のご協力をいただきながら進めており、その用地買収の進捗によるところではございますが、用地処理が整い次第、工事に着手し、来年度末に供用開始が行えるよう事業を進めていく予定でございます。なお、新設道路につきましては、その整備予定地が多度津駅周辺開発整備等検討委員会の意見

書において、将来的なパーク・アンド・ライドの移転候補地の一つでもあることから、議員のご質問にもあります今後のパーク・アンド・ライドの在り方についてJR四国と協議を行っておりますが、現時点ではまとまっていないことから、事業を開始するには至っておりません。

多度津駅周辺の道路整備につきましては、議員のご質問にもございますとおり、多度津駅周辺地区を中心としたコンパクトシティーの推進と賑わいや交流の創出を目的と致しまして、新庁舎建設事業が計画される以前に年次整備計画を作成し、その年次計画に則り、現在は道路用地の取得に取り組んでいるところでありますので、先ほど述べましたとおり、新庁舎への移転までに全路線の開業には至りませんが、できるだけ早い時期での完了を目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

先ほど来から、町道の20号、206号、255号という3つの路線の表現がございましたけれども、口頭での説明はなかなか難しいかと思えます。どこが何号線なんだろうかと、聞いておられる方もちょっと迷いつつ、想像しつつのお話だろうと思えます。

軽く説明をしておきます。

町道20号線、これは四変テック横の角の四電の変電所、あの北側脇の道、それをずっと自動車学校の方まで走り、自動車学校から北へカーブをして、陸橋、高架橋の手前まで、これが20号という風に私は合点しております。それから、206号ですね。これは本当に短い距離です。先ほど課長の方からご説明ありました。整備をして、既に供用開始をしておるといふ白井工務店の倉庫のところ、あそこの部分だけ、これが206号ということですね。それから町道の255号、これは古い跨線橋の脚元から、今建設中の新庁舎の前を通り、自動車学校北側脇、20号に出るところまで、これが255号という風に理解してよろしいかと思えます。取りあえず説明をしておきます。

次の質問です。

多度津駅のバリアフリー化について質問を致します。

これも町民の方より伺ったことですが、多度津駅はしんどい駅なので、車で丸亀駅まで送ってもらい、丸亀駅を利用していると。そういう方々が多いという風に伺っております。跨線橋は非常にきれいになったけれど、57段の階段を上がり、これは息が切れません。長い通路を渡り、また57段の階段を下りる。そして、駅の改札を抜ければ、地下道を下りて、またホームへの階段を上らなければならない。せっかく跨線橋のエレベーターはできたけれど、駅の地下道は上り下りしなければ電車には乗れない。もう何年も前から、駅のバリアフリー化について検討していると伺っておりますが、なかなか進んでいないようです。橋上駅、あるいは橋上改札、こういう風にしてほしいとの意見が多いと承知しております。

そこで、駅のバリアフリー化について、その手法も含めて、どのように進めていこうと

しているのか、お伺い致します。

政策観光課長（河田 数明）

小川議員の多度津駅のバリアフリー化についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津駅のバリアフリー化につきましては、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法において、地方自治体の責務として、国の施策に準じて推進する立場であることが明記されております。また、移動円滑化の促進に関する基本方針において、1日の平均利用者が3,000人以上である多度津駅は、施設管理者でありますJRが令和2年度末までにバリアフリー化を行うこととされておりましたが、昨年度の基本方針の改正により、その期限が令和7年度末まで延長されたところでございます。これまで、多度津駅のバリアフリー化につきましては、事業主体でありますJR四国と様々な整備案について、整備コストや運用面はもちろんのこと、当然ながら利用者の方々の利便性や動線なども踏まえながら協議を重ねてまいりました。これまでの協議を踏まえ、事業主体であるJR四国から本町に提示された整備案は、まず駅舎南側、これは現在のパン屋側でございますが、にエレベーター及び連絡通路を整備することで駅のバリアフリー化を行い、将来的には駅舎を複層化して現在の跨線橋と繋ぐことで、駅利用者の利便性を高めることができるという内容でございました。本町の厳しい財政状況を勘案しますと、将来性と財政面から、より現実的な案であるとの判断から、バリアフリー法の趣旨や当該補助のスキームに則り、事業開始に向けて準備を進めていたところではございますが、広域的にも重要な駅である多度津駅のバリアフリー化については、議員のご質問にもあります橋上駅、あるいは橋上改札などのより利便性に配慮した整備を望むご意見があったことから、現在、改めて整備案についてJR四国が再検討を行っているところでございます。

今後の進め方と致しましては、現在、整備案について再検討を行っておりますJR四国と、これまで以上に緊密な連絡を図りながら、また町の財政的な負担についても引き続き考慮しつつ、県とも連携し、より利便性の高い整備方法などについて三者で検討を行っていく予定でございます。なお、JR四国から整備案について再度提示がなされましたら、改めて検証を行うとともに、議員の皆様にも適宜、ご報告させていただき、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

冒頭、申し上げましたとおり、私はJR多度津駅周辺をコンパクトシティの核として、今後の輝きづくりのゾーンとして整備するべきだと思っております。多度津町がかつてのように人々が集い、賑わう町となるようにしたいと思っております。

新庁舎の建築や駅周辺の道路整備、駅のバリアフリー化は、駅周辺整備の重要なパーツではありますが、全体ではありません。駅周辺整備の全体像について、どのようにお考え

でしょうか。四国鉄道発祥の地とアピールする仕掛けづくり、S Lを含む西側公園の再整備、西側から新庁舎と新ホール棟、地域交流センターへの動線の確保、バリアフリー化した駅構内・構外への飲食店等の誘致、駅東側公園の整備などなど、駅周辺に集い、周遊でき、憩いの場となるような仕組みについて、どのように進めていこうとしているのか、お伺い致します。

政策観光課長（河田 数明）

小川議員の多度津駅周辺の開発整備の考え方についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津駅周辺の開発整備につきましては、多度津駅周辺の活性化に関する条例に基づき、小川議員にも委員としてご尽力をいただきました多度津駅周辺開発整備等検討委員会での議論などを経まして、令和2年3月議会において議決いただきました多度津駅周辺開発整備等推進計画が基本的な考え方や方向性となっております。なお、当該推進計画におきましては、日常的な賑わいの創出を主なコンセプトとして、駅とその東西のエリアを繋ぐ利便性の高い結節空間、多度津町特有の計画、地域資源を生かした賑わいと交流の拠点、時代に応じた豊かなライフスタイルを醸成する環境創出が開発コンセプトとなっております。

また、その推進計画と連動しております多度津駅周辺地区都市再生整備計画におきましては、多世代が行き交い、活力と交流、賑わいを生み出す拠点づくりを大目標として、駅周辺において交流や賑わいの創出、また交通及び住環境の整備により、中心拠点への都市機能の集積と活性化を図ることによって、持続可能なまちづくりを目指すこととしております。

以上のことを踏まえながら、四国鉄道発祥の地として歴史ある駅や鉄道の借景を活かして、多世代が憩えるような駅前広場、利便性の高い駐輪場の再整備、またその広場は新庁舎も含め、駅を挟んだ東西を周遊できるような一体性のある歩行空間の整備、さらには駅から歴史的な町並みが残る本通地区への回遊性の確保など、今後も推進計画の趣旨に則り、事業を進めてまいりたいと考えております。

また、議員ご指摘のパーク・アンド・ライド駐車場につきましても、議員がおっしゃられますように、駅近くの他の場所への移転、または現在、多度津駅西側においてJR四国が駐車場を運営しておりますことから、JR四国と役割分担などの協議を継続して行い、集約化を図るなど当該駐車場の方向性が決定した後に、その有効な跡地利用につきましても、推進計画などの趣旨に則り進めてまいりたいと考えております。

いずれに致しましても、多度津駅周辺の開発整備等を進めるに当たっては、その都度、議員の皆様にもご報告させていただいた上で、多度津駅周辺開発整備等推進計画や都市再生整備計画などの開発コンセプトに沿った形で、今後も開発整備等の事業を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

そういう開発計画をきちっと着々と進めていくということが必要かと思っております。関連して、再質問をさせていただきます。

先ほどのお話の中であったパーク・アンド・ライド、この経営状況についてお伺い致します。パーク・アンド・ライドの収益性、利益性、それが今現在、どういう風になっているのでしょうか。もちろん、色々設備投資を致しておりますから、その償却も含めた後の収益性についてお願い致します。

総務課長（泉 知典）

小川議員の再質問に答弁させていただきます。

申し訳ありません。今現在は、パーク・アンド・ライドの収益状況の資料を持ち合わせておりません。また、委員会等で報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお伺い致します。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

私の記憶しておるところでは、前々の総務課長、矢野課長の時代に委員会の中でお話がありました。ゲートの設備投資等をして、償却を年間幾らという風に考えた場合に、収益的にはそこそこ、何十万円か、百何万円かの利益が出るという風に伺っております。あれから何年も経過しておりますので、今現状がどうなっておるのかということをお伺いしたかった訳です。どうぞまた後日の委員会でお伺いをしたいと思っております。

以上、多度津駅周辺の開発整備について、しっかりと進めていただきたいと、かように思って、9番 小川 保の質問を終わります。

以上です。

議長（村井 勉）

これをもって9番 小川 保 議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩致します。再開を10時30分をお願い致します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時30分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き一般質問を再開致します。

次に、13番 尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

13番 尾崎 忠義でございます。

私は、令和3年9月多度津町議会第3回定例会におきまして、1、新型コロナウイルス感染症爆

発（パンデミック）の対策と台風9号及び大雨、長雨被害に対する支援策について、2点目に、地域の新たな移動手段としての低速電動車（GSM）の実証実験の取組例とコミュニティバスの運行について、3点目に、10月からのインボイス（適格請求書等保存方式）登録制度の申請による町内業者への影響についての3点を町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し質問を致します。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症爆発（パンデミック）の対策と台風9号及び大雨、長雨被害に対する支援策についてであります。

新型コロナウイルス感染爆発（パンデミック）が全国に広がり、各地で深刻な医療崩壊が起きており、入院できずに自宅で亡くなったり、救急搬送ができなかったりする事態が相次いで起こっております。香川県下でも感染者数が8月で月間最多1,992人になっており、これまで最多だった今年5月、730人の3倍近くになっております。夏休みやお盆シーズンで人の動きが増えた8月は感染力の強いデルタ株が急増し、新学期の始まったこの9月でも、子供への感染及び家庭内感染が拡大することが予想されております。

そして、人流抑制がされている中、残念ながら、オリンピック・パラリンピックが開催され、感染防止策に逆行した施策が取られました。そのような中で、今年は気象異変、気候変動により、5月12日には四国地方の梅雨入りが早く、1951年の統計開始から最も早い記録であり、梅雨明けが7月19日頃と2箇月余りにわたる長梅雨でございました。

そして、7月8日、9日の2日間で、我が多度津町では153.5ミリの大雨、8月9日の台風9号、8月12日から8月20日までの多度津における8日間の降水量が197.5ミリもの大雨と多雨と日照不足、この日照不足は10日間で僅か2.1時間でありました。これにより、農作物及び水産物に多大な被害が出てきております。

このように、コロナ感染と異常気象により、町民は健康と暮らしにダブルパンチを受けており、生活が経済的に危機に瀕している訳でございます。

そこでお尋ねを致します。

コロナ関連でございますが、質問数が多いので一括質問を致します。そして、一括答弁をお願いしたいと思います。

第1点目、現在における町内でのコロナ感染者数は何名なのか。2点目には、男女別及び年齢別、職種別及び感染経路はどうだったのか。3点目には、ワクチン接種済み者は年齢別にどうなっているのか。また、12歳以上のワクチン接種済み者はどの位なのか。

4点目に、医療機関、介護施設、学校などでの感染状況はどうなのか。5点目に、県内の医療の逼迫度合いを示す病床使用率は何%で、入院率は何%なのか。6点目に、地域経済へ与えている被害状況やその対策についてはどうなっているのか。7点目には、デルタ株の子供への感染が広がることへの対策として、ワクチン接種対象年齢未満の園児や児童がいる家庭への抗原検査キットを配布すべきだが、どうなのか。8点目には、ワクチン接種が進んでいない中高生や国が配布対象外としている学童保育の職員へのキット配布、定期的なPCR検査を保育所や幼稚園、学校職員にも実施すべきだが、どうな

のか。9点目に、訪問診療、健康観察体制、また妊婦さんへの救急対応など、必要な外来医療、往診が提供できる仕組みになっているのかどうか。10点目に、感染者や濃厚接触者の検査、自宅待機等の症状の変化、入院できない不安などの具体的な問合せ支援策はあるのか。

以上10点について質問を致します。

健康福祉課長（富木田 笑子）

尾崎議員のご質問のうち、6点目以外のご質問について答弁をさせていただきます。まず、男女別及び年齢別、職種別、及び感染経路はどうだったかのご質問でございますが、本町における感染者数は9月8日現在、累計88名であり、男女別では、男性51名、女性37名、年齢別では、10歳未満児が4名、10歳代15名、20歳代26名、30歳代9名、40歳代14名、50歳代9名、60歳代7名、70歳代3名、80歳代1名となっております。職種別では、多い順に会社員が43名、学生11名、無職10名、アルバイト6名、医療従事者4名、団体職員、パート従業員、未就学児がそれぞれ3名、公務員、自営業がそれぞれ2名、会社役員1名でございます。また、感染経路につきましては、接触歴のある方が57名、残りの31名が感染経路不明となっております。

次に、ワクチン接種済みの者は年齢別にどうなっているのか。また、12歳以上のワクチン接種済み者はどのくらいなのかのご質問に答弁をさせていただきます。

9月6日時点のワクチン接種記録システムのデータによりますと、既に1回以上接種が完了した方は19歳以下943人、20歳代1,102人、30歳代1,415人、40歳代2,160人、50歳代2,074人、60歳代2,536人、70歳代3,154人、80歳代1,689人、90歳代527人、100歳以上16人で、12歳以上で接種済みの方は計1万5,616人でございます。

次に、医療機関、介護施設、学校などでの感染状況はどうなのかのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、それぞれ感染者が数名程度確認されておりますが、大規模なクラスターが発生したとの報告はございません。

次に、県内の医療の逼迫度合いを示す病床使用率は何%で、入院率は何%なのかのご質問について答弁をさせていただきます。

9月6日現在における県の入院患者受入れ確保病床数238床に対する入院患者数は104人で、病床使用率は43.7%であり、療養者数に対する入院患者の割合を示す入院率は23.3%でございます。

次に、デルタ株の子供への感染が広がることへの対策として、ワクチン接種対象年齢未満の園児や児童がいる家庭へ抗原検査キットを配布すべきだがどうなのかのご質問に答弁をさせていただきます。

尾崎議員のおっしゃるとおり、抗原検査キットを用いれば早期に感染が確認でき、学校等だけでなく、家庭内での感染拡大を防止する効果はあると考えますが、本町と致しましては、まずは接種率が低い若い世代へのワクチン接種を勧奨し、接種率の向上を図る

とともに手洗いや消毒等、基本的な感染症対策の啓発により、引き続き感染拡大防止に努めてまいります。

次に、学童保育の職員へのキット配布、定期的なPCR検査を保育所や幼稚園、学校職員にも実施すべきだがどうなのかのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、保育所や幼稚園、学校の教職員に対して、町内に住民票の有無に関らず、早い段階でワクチン接種を終えております。これは、本町の子供たちへの感染を防ぎ、保護者が安心して通わせることができるための措置であり、関係施設の職員からの感染者は出ておらず、一定の効果があつたものと考えております。しかしながら、子供たちを含む若い世代への感染が広がる中、先ほどのご質問の抗原キットの配布と同様、PCR検査の実施につきましても、まずはワクチン接種勧奨による接種率の向上と基本的な感染症対策の啓発に努め、近隣市町の動向も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

次に、訪問診療、健康観察体制、また妊婦さんへの救急対応など必要な外来医療、往診が提供できる仕組みになっているのかどうかのご質問に答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症をはじめ感染症に関する対応は保健所の役割となっており、本町の感染者は、中讃保健所が疫学調査並びに健康観察等を行っております。本県においては8月以降、感染者が急増し、多くの方が自宅療養または調整中となっております。本町における自宅療養者に対しても保健所が電話による健康観察を行っており、症状により、必要に応じて受診調整を行っております。また、妊婦につきましても、濃厚接触者に特定された時点で病床を確保し、陽性となった場合は優先的に入院の措置が取られることとなっております。さらに、陽性となった妊婦が本町住民であった場合は、町保健センターの担当保健師とも連携し、寄り添い支援を行うこととなっております。最後に、感染者や濃厚接触者の検査、自宅待機等の症状の変化、入院できない不安などの具体的な問合せ支援策はあるのかのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、感染者や濃厚接触者への対応は保健所の役目となっており、健康観察をはじめ問合せ等の支援については中讃保健所が行っております。また、自宅療養者につきましても、中讃保健所の職員が電話による健康観察を毎日行っており、支援の具体策の一つとして、県が協定を締結している生活協同組合コープかがわが、希望者には10日分の食料品等を配達するなど、生活全般に対する不安の軽減や支援に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の新型コロナウイルス感染症の地域経済への影響と対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、地域経済への影響についてですが、県の「香川県の地域情勢及び日本銀行高松支店の香川県金融経済概況」によりますと、県内の令和3年7月の景況は、新型コロナウ

ウイルス感染症の影響により弱さを残しつつも一部持ち直しの動きがあるが、感染症再拡大の影響等から、個人消費は弱い動きとなっているとされてございます。また、多度津商工会議所の多度津町経済動向調査によりますと、2021年4月から6月までの令和3年度第1四半期の町内の現況によりますと、感染症の影響を強く受けた2020年4月から6月までの令和2年度第1四半期の落ち込みに比べると、やや持ち直したものの横ばいの状況が続いているとのこととございます。町内事業者の経済的な影響については、今期の決算を待たなければ明らかになりませんが、感染症の動向が見通せず、厳しい状況が続くことで事業者が疲弊している状況にございます。このような状況を受け、本町では国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、事業者支援として、令和3年7月より1、多度津町持続化支援金交付事業、2、多度津町営業時間短縮協力金支援事業、3、多度津町感染症対策補助金交付事業の3事業を、また個人消費及び事業者支援として、多度津町プレミアム付商品券事業を始めております。

1、持続化支援金交付事業は、令和2年度の国の持続化給付金に上乗せ支給するもので、農業者、漁業者を含む幅広い事業者より当初の想定を超える申請があり、交付をしております。

2、営業時間短縮協力金支援事業は、香川県知事が令和3年4月から5月にかけて、飲食事業者に対して行った営業時間短縮の協力要請に応じた町内の事業者に対して、県の営業時間短縮協力金に上乗せ支給をするもので、こちらも想定件数を上回る申請を受理しております。

3、感染症対策補助金交付事業は、換気やウイルス抑制等の感染症対策に取り組みながら事業を続ける事業者を支援するもので、事業者から多数の問合せがございます。

また、多度津町プレミアム付商品券事業につきましては、多くの葉書による申込みがあり、多度津商工会議所において抽選を行いました。令和3年9月18日から商品券の販売を行い、利用期間は同日から令和4年2月20日までとなっております。これらの事業により、事業者支援及び個人消費の喚起を行うとともに、今後も引き続き景況や周辺市町の動向にも注視しながら、必要に応じて適切な対策を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、2点目でございます。

大雨、長雨、日照不足、台風など気候変動による農作物、海産物の町内の被害状況はどのようなのか。次の3点について一括して質問を致します。

1点目には、ブドウ、米、麦、オリーブ、野菜、魚類などはどうであったのか。2点目には、町の減収補填対策及びコロナ禍での販売対策や価格保障制度や損害保険制度など、被害者の救済対策はどうなっているのか。3点目に、また町独自の支援策はあるのか。3点についてお伺いを致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の気候変動による農作物、海水産物の被害状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本年も日本のみならず、世界規模で異常気象が報告されておりますが、本町も例外ではなく、議員ご指摘のとおり、統計開始以来、最も早い梅雨入りから最長となる65日間の長梅雨の中で、7月8日に午前7時から午前8時までの1時間当たりの降水量が45.5ミリという短時間での大雨を経験致しました。さらに、梅雨明け後の8月には月間降水量が平年の2倍を超える217ミリとなりました。また、日照時間が平年の8割を下回るなどの天候不順で野菜価格が上昇するなどの影響が現れています。本町では、農業従事者の方々から、長雨により麦の刈取りが行えなかった、また水路から溢れた水で畑が冠水したことにより野菜の収穫を断念した、また日照不足によりブドウの糖度が上がらないなどといったお声はお伺いしておりますが、明確な被害報告という形での届出は受理してございません。また、香川県農業協同組合多度津支店に確認致しましても、被害金額のような形での情報はないとのことでございます。

漁業に関しましては、町内の各漁業協同組合に確認しましたところ、多度津、白方両漁業協同組合では、漁業従事者からの被害報告はなかったとのことでございます。高見漁業協同組合につきましては、高見島に設置されている船揚場のクレーン設備の漏電の被害及び佐柳島に設置されている栈橋や外灯に損傷があったとのことでございますが、既に復旧しているということでございます。

米麦の買取り金額に代表される農作物の単価は依然として低下しておりますが、これについては、コロナ禍による飲食店の需要減少という要因も大きいと考えられており、気候変動による影響のみを数値化するのは困難と考えられます。

次に、コロナ禍や気候変動といった農業者の経営努力では対応できない収入減少への対策についてでございますが、香川県農業共済組合、いわゆるNOSA I香川において、農業経営収入保険という制度が運用されてございます。これは、農業者が自ら生産した全ての農作物の販売金額を対象とし、自然災害や価格低下だけではなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を保障する内容となっております。青色申告を行っている農業者及び農業法人が加入対象であり、NOSA I香川によりますと本町では青色申告を行っている40経営体のうち、本年8月末時点で27経営体が加入しており、加入率という点では、香川県で最も高くなっております。なお、今回の天候不順による減収額につきましては、当該年度分の確定申告後にならないと明らかにならないため、現時点で推計することは困難です。このため、今後もNOSA I香川と情報を共有し、経済的被害を被った農業者に対する施策を検討してまいります。

また、町独自の支援策につきましては、本年6月に多度津町農業漁業従事者所得安定対策補助金交付要綱を策定致しました。これは、農業者及び漁業従事者に商品販売の場を提供し、かつ委託を受けてこれを販売する事業者に対し、町内産の農産物、海産物等を販売することで、同従事者が継続的に収入を得ることができるよう、設備等の整備に補

助金を交付するものでございます。

気候変動による影響は、長期にわたって被害を及ぼしたり、一定期間を置いて顕在化したりといったケースも想定されるため、今後も引き続き状況を注視しながら、国、県の情報収集に努め、必要に応じて遅滞なく適切に対策を講じてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

被害状況があまりよく分からないという農協とか他のことでございますが、実は、これについては、収入保険に入っていればいいんですが、残念ながら加入していない方が多い訳でございます。

そこで、やはり被害がひどいのはブドウでございます。これは、長雨でこのようにほとんどが裂果をし、腐っている訳でございます。このようにデラウェア、ピオーネ、それからシャインマスカット、このような状況でございます。これは2枚目ですが、これも全く同じ、このように腐っている訳でございます。それから、オリーブでございますが、台風9号により非常に根元から折れまして、大変な被害が出ております。特に、西風の強いところは根こそぎ、このように杭を打って、ちゃんとした支柱をしているのにも関わらず、このようになっている訳でございます。そのような中で実態は、やはり農業者にとって今年ほどひどい状況はないと言われております。私も経験したことでございますが、昭和49年、50年の冷夏、長雨、これを経験しました。2年続けてこういう状況でありますから、今回のこの気象状況は、非常に28年ぶりの気象異変でございます。そういう意味におきまして、個人の所得保障、これを収入保険だけに限らず、このような救済対策を取っていただきたいと思っております。

それから、また別になりますが、多度津町では、このようにブロック塀が倒れました。これは本通のあるところでございますが、これは撤去した後でございますが、このように横倒しになって壊れてしまった訳です。これは、片づけをした翌日でしたが、このような状況も生まれております。いかにこの台風被害がひどかったかというのが分かると思っております。

それでは、次に3点目にお伺い致します。

今年も熱中症の警戒アラートが発令されましたが、町の救急車出動による患者の搬送は何名だったのか。また、年齢別、屋内、屋外などの発生状況、症状の程度はどのようであったのかお伺いを致します。

消防長（阿河 弘次）

尾崎議員の熱中症警戒アラートが発令されたが、町の救急車出動による患者搬送は何名だったのかのご質問に答弁させていただきます。

熱中症における搬送件数は、9月1日現在で15件でございます。年齢別では10代2名、30代1名、40代1名、50代2名、60代3名、70代3名、80代2名、90代1名でございます。症状別では、軽症4名、中等症9名、重症1名、死亡1名でございます。発生状況

につきましては、屋内で9件、屋外で6件であり、主な原因としては、屋内では仕事
が3件、自宅内での発生が6件となっております。また、屋外においては仕事
が2件、運動競技中が2件などとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

大変多くの方が、中には死亡者があるということまで聞き、非常に胸の痛む思いで
ございます。今年は特に、日照不足、あるいは長雨、長梅雨のために、急に照ったりした
時に、体温の変化ができなくて対応できなくて倒れると、こういう状況があろうかと思
いますので、以後、町としても十分な施策を取っていただきたいと思ひます。

次に、4点目でございます。

気象のプロ、気象予報士とか防災業務士なんかはいますが、この方らを町役場職員に採
用してはどうかということをお尋ね致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の気象のプロ、気象予報士や防災業務士を町役場職員に採用してはどうかに
ついてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では平常時から高松地方気象台をはじめ、各分野の専門家と情報交換等を行い、連
携して各種の災害に対応しているところであり、各分野の専門家の意見は有効性が高い
と考えております。また、防災士に当たっては、地域の防災リーダーとしての地域住民
の防災力の向上にご尽力されており、本町全体の防災意識の高揚に大きく貢献されてい
るところでございます。

以上のことから、各種の専門組織と情報交換等の連携を図っているところであり、防災
関係の専門家の雇用につきましても、本町の防災力を高める観点から災害時に有効だと
考えられますが、近隣市町の動向等を踏まえ検討してまいりたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最近先ほども申しましたように、気候変動が非常に著しくなっております。こうい
う地球の温暖化の中で、このようなことがあります。私は、なぜそういうことを発言し
たかと言いますと、日常生活におきまして、気象が私たち町民の生活に関わることが大
であります。そういう意味におきまして、気象プロ、詳しい人がやはり一人でもいた方
が、町全体にとってもそれについては素早く対応できるかということで質問した訳で
ございます。

次に、地域の新たな移動手段としての低速電動車（GSM）、つまりグリーンスローモ
ビリティの実証実験の取組例とコミュニティーバスの運行についてであります。

東かがわ市では昨年度末に東かがわ市地域公共交通計画を策定し、今年度から計画に基
づき、事業の実施、検討を行っております。計画には、東かがわ市の公共交通の問題点
を解決するため、基本方針や目標、その実現に向けた事業が設定されております。その

事業の一つ、新たなモビリティ、つまり移動手段でございますが、この導入に向けた研究に対する事業として、グリーンスローモビリティ「わくわく号」、乗車定員が6名でございます。これを活用した実証運行をこの8月23日月曜日から11月29日月曜日まで実施することになり、新たな移動手段である東かがわ市に適するか、高齢者を始め日常の移動手段として地域に親しまれるものとなり得るかを実証運行を通して検証していく予定で取り組んでいる訳であります。

この計画に基づき事業を実施していくに当たり、広く公共交通施策全般に活用するよう、当初予算で、地域公共交通計画業務委託料約850万円を市の単独事業として計上しており、そこから当該事業に充当を予定しているとの市の説明でございました。

そこで、東かがわ市は70歳以上誰もが利用できる福祉バス、これは株式会社大川バスへ委託し、約40年前から実施をしておりましたが、路線バスに併用で多くの住民から、利用し難い、もっと細かく回る循環型小型バスを走らせて欲しいとの声が高まり、市長、市議選挙でも多くの候補者が公約にした結果、公約した市長が当選をし、市の地域公共交通計画を策定するために、市内の各方面から選任した地域公共交通活性化協議会で議論され、今年度、その具体化の一つとして、今回のGSMの実証実験となった訳であります。

既に三木町でも、昨年、令和2年10月3日土曜日から11月6日金曜日に実証運行を実施しており、脱炭素化の意識を高めるとともに、高齢者の方や小さなお子さんなどに親しまれ、生活交通としての可能性を探るために、その効果を検証しております。街角の皆さんとお話をしながら、地域の交通手段として、買物や病院へのお出かけなどで活用し、実証運行取りまとめ報告書を作成しております。報告書では、時代に即した次世代モビリティを中・長期的に検討していく必要があるとしていることでもあります。また、三木町には、従来からのノンステップバス、つまり車椅子でも乗車可能のコミュニティーバスがあり、フリー乗車区間もあり、6コースを有料で運行しております。琴電上り下り、高松方面、長尾方面、大川バス、ことでんバスの路線バスとの連結した時刻表での三木町コミュニティーバス時刻表を発行致しております。

また、綾川町でも坂出綾川線を公共交通バス実証実験運行中で実施をしており、町営バスとしてのコミュニティーバスを6路線を町内で運行し、100円バスとして通勤、通学、通院やお買い物、観光や琴電駅を利用する場合など、またフリー乗車区間も設けており、利用者に好評であります。

そこでお尋ねを致します。

第1点目には、東かがわ市、引田町、三木町、綾川町、そして琴平町、宇多津町、これは私が令和2年12月議会で発言を致しました。このような例など、実証運行試験に取り組んでいる市町が増えており、令和4年度からは我が多度津町も新庁舎に移転することになれば、町民の遠くなる、行きにくい、不便になる、この解消に繋がります。そして、地域公共交通における交通弱者に対する移動支援事業の取組に対し、我が多度津町

でも思い切って重点施策として実現に向けて大いに取り入れて計画していくべきではないのか、お尋ねを致します。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の地域公共交通における交通弱者に対する移動支援事業の取組に町として計画すべきではないかのご質問に答弁をさせていただきます。

議員もご存じのとおり、2015年に採択されたパリ協定に基づき、21世紀後半には温室効果ガス排出の実質ゼロが国際的な枠組みとして目指されております。低炭素社会の実現のために、環境政策を契機に、経済、地域などの諸課題の同時解決を図るような環境、経済、社会の統合的向上を具体化した取組が求められているところであります。議員のおっしゃるグリーンスローモビリティもその取組の一つで、公道を時速20キロ未満で走る4人乗り以上の窓のない電動車を活用した小さな移動手段であります。この車両はCO₂の排出量が少ないため、環境に優しく、また時速20キロ未満という速度制限となっておりますので、比較的安全に運転しやすいという特徴などから、主に離島やコンパクトな観光エリア等で実証実験が図られているようであります。

このように、環境に配慮した車両を利用し、地域住民の移動としての活用や観光客向けの新たなモビリティとして活用されることが期待されていると承知をしております。しかしながら、一方で、懸念される場所もありまして、車両が側面衝突に弱い構造であるということや制限速度より低速での走行のため、他の車両等への交通の妨げになり、特に交通量の多いエリアでは事故のリスクも高まるなど、利用者の安全面での不安があり、さらには遠方への移動の活用は不向きであるなど、諸課題が指摘されているところであります。本町におきましては、現在のところ、具体的な導入計画はございませんが、公共交通事業者に配慮しながら、今後、近隣市町や先進市町村を参考に、調査研究を行っていく必要があると考えております。

また、令和2年第4回の定例会でお答え申し上げましたが、コミュニティーバス事業ほかの代替事業の導入のためには、本町の厳しい財政状況においては、財源を捻出することは極めて困難であるため、当分の間は高齢者福祉タクシー事業を継続させ、引き続き町民の皆様の実情を把握しながら、本町にとっての最善策を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

実は、東かがわ市、引田町、三木町、綾川町へ行ってきました。そこで、今からお見せ致しますが、このように本当に、これはゴルフ場のカートですね、これは6人乗りなんです。このようなグリーンスローモビリティ事業、これをやっている訳でございます。これは実証実験でございます。今からやりますというんではないんです。これは、こういう風にして、これは引田町のマルナカセンターの前でございます。ここは引田駅から、あそこはご存じのとおり、引田町は古い町並みのところでございます。古い町並みを散策するのに、観光客、その他近隣のお買い物とか病院へ行く町民の皆さんの

足としての実証実験なんです。それから、三木町でございますが、既にこれは令和2年8月23日から11月29日まで試験をして、済んでいるところでございます。その次が、今度は東かがわ市ということでやっております。ですから、このように非常に新しい交通の便利を皆さんにも知っていただいて、実証していくという取組でございます。

それから、先ほど財政的に厳しいというお話がありました。しかし、この三木町では、香川縣市町地域づくりモデル事業補助金、これを県から175万9,000円頂きまして、予算と致しまして、運転士としてシルバー人材センター、これには単価契約を致しまして、30日間で8時間で35万7,033円、それから車両対応として、これは三井物産オートモーティブ株式会社でございますが、これは契約を致しまして、48万5,450円。ですから、合わせて実証運行費用と致しまして84万2,483円でございます。このように、県からの補助をして十分に余る訳でございます。このように、非常に取組は前向きにしております。我々は、財政事情が厳しいのは分かっております。しかし、私がここで言いたいのは、やはり町民の交通権、それから生活権、この権利として捉えることが必要だと思えます。そういう意味で、庁舎も遠くなる、ますます不便になる、少子・高齢化で交通弱者が増える、こういう状況でありますので、是非これは早急に検討して取り組むと。そのためには、やっぱりそういう四者協議会を立ち上げる、これが最初でございます。そういう風に工夫をすれば、絶対にこれはうまくいく訳であります。

それから、多度津町も古い町並みづくりということでございますから、このグリーンスローモビリティのこういう実証実験をして、本当にいいということを実感すればいいと思えます。

それから、12月議会で言ったのが、これは琴平ですね。これは今、運行しております「コトコト感幸バス」です。それから「みんなのお出かけバス」、これもお見せしましたが、このように全部、周辺では実証実験をして、それからの話になっておる訳です。最初から金がないと言うたんでは、それはもう事業としては成り立たないし、私がもう前から言ようように、人が動けば物が動く、物が動いたらお金が動く。地域経済を活性化して、やっぱり今、コロナで苦しんでいる中小、零細の商店、事業者、その他の人が、やはり人が動けるような、感染予防は十分したらいける訳です。これはトロコ型ですから、開放して開けていますから、その密室の中ではないんです。それから、大勢乗る訳でもないし。それから、先ほど言いましたけど、交通麻痺になるがと。しかし、ご存じのとおり、琴平に行ったら、朝9時から夕方4時まで、それはもう幹線道路は通らない、先ほど言いましたように、交通ラッシュで交通麻痺になる、そういうことでございます。そういう風に、一工夫すれば町民の皆さんに喜ばれる、しかも環境に優しい、こういう交通政策は、今地域では必要だと、こういうことでございますので、是非予算を組んで、試験運行というのはそんなに大したお金じゃないんです。ちょっと工夫していただければできるということで、その経費も捻出すればできる訳でございます。100万円以下でできておりますので。いつまでも、この実証実験をせよということでは

ないんです。12月議会でも言いましたが、琴平では、環境庁からこの車両をしてくれということで借りて、無償で貸与して実験をしたということでございますから、最初から購入してやるとかというんじゃないくて、みんなの状況を見ながら、まず足を踏み出す、こういうことは新庁舎建設と同時に必要ではないかと思えます。よろしくお願ひします。

次に、2点目でございますが、住民主体の支え合いサービスとしての「移動サービス チョイ来た」が町社協として10月よりお試し運行開始予定ということでございますが、予算、利用登録人数、運転ボランティア数など具体的にどうなっているのか、お尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の「移動サービス チョイ来た」の予算、利用登録人数、運転ボランティア数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

初めに予算についてですが、令和3年度の特別会計介護保険事業の当初予算において、100万3,000円を計上しておりましたが、香川県移動外出支援事業補助金が活用できることが決定しました。そこで、今回の定例会において114万2,000円の増額補正の提案をさせていただきますので、合計214万5,000円の予定であります。

次に、各人数についてですが、9月6日現在で利用登録人数は30名、運転ボランティア数は13名の方が活動に賛同し、登録していただいております。利用登録人数は現在も募集し、事前訪問をしている最中でありましたので、10月5日からの試運転までにはもう少し増えると見込まれます。また、ボランティアにおきましても運転ボランティアのみならず、受付ボランティアの募集を企業等に社員を対象に周知していただけるようお願いに向う予定でありますので、ますます増えることを期待しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問をしたいんですが、時間がないので、次に移ります。

最後に10月からのインボイス（適格請求書等保存方式）登録制度の町内業者への影響についてであります。

2023年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向けて、今年10月からインボイス発行事業者の登録申請が始まります。経過措置も含めて複雑な制度が多く、膨大な事務負担が中小業者やフリーランスの方の経営を直撃します。しかも、登録するだけで自動的に消費税の課税事業者になる仕組みでございます。インボイスは、税務署が発行する登録番号を記載した取引ごとにやり取りする伝票、つまり請求書、領収書、送り状などのことで、8%、10%の税率ごとにまとめた金額を記載します。仕入れや経費を支払う相手先からインボイスがもらえないと売上げに係る消費税から差し引くことができず、消費税の納税額が増えてしまいます。

そこで、お尋ねを致します。

これは法制度の質問なので一括質問を致します。

1点目は、年間売上高1,000万円以下の免税事業者は廃業の危機に陥ります。つまり、飲食店、一人親方、個人タクシー、建設業、フリーランスほか自営業者でございます。これになります。地域経済に与える影響は深刻になりますが、町はどう考えているのか。

2点目に、日本商工会議所は廃止も含め慎重に検討し、コロナ禍においては導入凍結を提言しており、日本税理士連合会は、見直し、少なくとも延期すべきだと言っておりますが、多度津商工会議所は制度見直しの決議はしているのかどうか。

3点目に、地域の多くの零細業者が取引課税業者、つまり発注側の仕事がもらえず排除されることになるが、町はどう考えるのか。

4点目に、課税農漁業者、免税農漁業者、産直組織など、全ての農業者、漁業者、団体の経営を直撃し、営農漁業破壊、経営危機に直面するが、町としてはどう考えるのか。

以上、4点について質問を致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の10月からのインボイス（適格請求書等保存方式）登録制度の申請による町内業者への影響についてのご質問に答弁をさせていただきます。

消費者の元に商品が届いたり、サービスを受けるまでには1、生産・製造者、2、卸売業者、3、小売業者などの幾つかの事業者を経由することになります。そして、その事業者それぞれが消費税を申告、納付することになるのですが、消費税を計算するに当たり、前の事業者が納めた消費税を差し引く必要があります。この前の事業者が納めた消費税額を証明する書類がインボイス（適格請求書）と言われます。インボイス制度、いわゆる適格請求書等保存方式が必要となる対象者は、消費税を申告、納付される事業者の方々です。消費税は、最終的に商品等を消費し、またはサービスの提供を受ける消費者が負担することになりますが、国への納付は事業者が行うことになります。

現行の消費税の制度では、二つの事業者があります。まず、課税事業者です。こちらは、課税期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者で、消費税の納税義務者となり、消費税の申告及び納付を行う必要があります。次に、免税事業者です。課税期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、原則として消費税の納税義務が免除され、消費税の申告及び納付を行う必要はありません。令和5年10月1日からインボイス制度が導入されることになっており、適格請求書等発行事業者、いわゆる登録事業者のみがインボイスを交付することができます。また売手である登録事業者は、買手である取引相手から求められた時は、このインボイスを交付しなければなりません。インボイスを交付することのできる登録事業者になることによって、現行では免税事業者である事業者も課税事業者となり、消費税の申告及び納付をする義務が生じます。町内の課税売上高が1,000万円以下の中小企業、農業者及び漁業者は、これまで納税義務が免除されていた消費税を納付することになり、消費税の申告、納付の観点からすると、本来の課税方

法になるとも言えます。

インボイス制度が導入された後、本町内での影響がどの程度になるのかを推計することは難しい状況です。しかし、現状のコロナ禍において事業収入が減少している事業者にとっては、経済的な負担を強いられることになることも考えられます。

町と致しましては、今後の国の動向を注視し、制度に係る情報を多度津商工会議所やJA及び農協等と共有してまいります。多度津商工会議所によりますと、同商工会議所のみでの制度に係る申入れ等は行っておりませんが、日本商工会議所が国の税制調査会等に対し、インボイスの導入は中小企業等に影響が多いとの理由で導入の凍結を申し入れる見込みであるということでございます。

議長（村井 勉）

これをもって13番 尾崎 忠義議員の質問を終わります。

それでは、これにて一般質問を終了致します。

本日の日程は全て終了致しました。

これにて散会致します。長時間、お疲れでございました。

散会 午前11時32分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和3年9月10日
第3回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局 長

書 記